

★下記の「赤字部分」を、追記または読みかえて、ご利用ください★

NPO 法人ら・し・さ

ページ	行	現行	民法改正に伴う改訂	備考
P14	A1 6行目	本人が『遺言の全文』『日付』『氏名』を手書きして押印します。ただし、紛失や偽造などのおそれがあり、またその人が亡くなったあとに家庭裁判所で「検認」(変造防止の為、裁判所が遺言の存在確認をする手続き)と言う手続きが必要になります。	本人が『遺言の全文』『日付』『氏名』を手書きして押印します。ただし、紛失や偽造などのおそれがあり、またその人が亡くなったあとに家庭裁判所で「検認」(変造防止の為、裁判所が遺言の存在確認をする手続き)と言う手続きが必要になります。 <u>しませんが、『財産目録』のみPC使用などが認められるようになりました。また2020年7月から始まる「自筆証書遺言の保管制度」利用時以外は、「検認」(変造防止の為、裁判所が遺言の存在確認をする手続き)が必要です。</u>	自筆証書遺言の保管制度について、遺言書保管法(新法)が制定され、2020年7月10日施行
P16	コラム	ただし、決められた手続きをすれば葬式費用程度なら引き出せることもあります。	ただし、決められた手続きをすれば <u>一定額</u> を引き出せることが、 <u>今回の改正法で制度化されます。</u>	新民法 909 条の2